

○厚生労働省告示第二百十六号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二第一項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）に入所していた者については、なお従前の例による。また、平成三十一年度新たに指定保育士養成施設又は指定保育士養成施設の学部若しくは学科を設置する場合には、同年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業教科目及び単位数並びに履修方法について、この告示による改正後の児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信



別表第二 一～三 (略) (削る) 四 保育実習	(略)	保育の内容・方法に関する科目						保育の計画と評価 (講義)	2
		(略)						保育内容演習 (演習)	5
		保育内容の理解と方法 (演習)						4	
		乳児保育Ⅰ (講義)						2	
		乳児保育Ⅱ (演習)						1	
		子どもの健康と安全 (演習)						1	
		(略)							
		社会的養護Ⅱ (演習)						1	
		子育て支援 (演習)						1	

別表第二 一～三 (略) 四 保育の表現技術 五 保育実習	(略)	保育の内容・方法に関する科目						保育課程論 (講義)	2
		(略)						保育内容演習 (演習)	5
		乳児保育 (演習)						2	
		(略)							
		社会的養護内容 (演習)						1	
		保育相談支援 (演習)						1	
		保育の表現技術 (演習)						4	



